

熊本市附属機関設置条例の一部改正について

熊本市附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例

熊本市附属機関設置条例（平成 19 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の表中 90 の項を削り、91 の項を 90 の項とし、92 の項から 95 の項までを 1 項ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

95	熊本市障がい者サポート企業・団体表彰選考委員会	熊本市障がい者サポート企業・団体の表彰を行うため、被表彰者の選考について審議する。
96	熊本市こどもの性被害防止条例(仮称)検討委員会	熊本市こどもの性被害防止条例(仮称)を策定するため、必要な事項を審議する。
97	熊本市スタートアップ製品等認定審査会	熊本市スタートアップ製品等認定制度における製品等の認定について、必要な事項を審査する。

別表 5 の表に次のように加える。

15	天明地区閉校後施設利活用候補者選定委員会	天明地区閉校後施設の一部を利活用する候補者の選定について、必要な事項を審議する。
----	----------------------	--

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(提出理由)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく附属機関を設置する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）新旧対照表

改正後（案）			現行		
第1条（略） （設置） 第2条 別表に定めるところにより、執行機関及び公営企業管理者の附属機関を置く。 2（略） 第3条（略） 附則（略） 別紙 1 市長の附属機関			第1条（略） （設置） 第2条 別表に定めるところにより、執行機関及び公営企業管理者の附属機関を置く。 2（略） 第3条（略） 附則（略） 別紙 1 市長の附属機関		
	附属機関名	設置目的		附属機関名	設置目的
1～89	（略）	（略）	1～89	（略）	（略）
	【削る】	【削る】	90	熊本市困難女性支援基本計画(仮称)策定委員会	熊本市困難女性支援基本計画(仮称)を策定するため、必要な事項を審議する。
90	庁舎周辺まちづくりプラン(仮称)等検討委員会	現庁舎跡地の利活用、新庁舎と周辺の連携その他の(仮称)庁舎周辺まちづくりプランの策定及び新庁舎の整備に関し、必要な事項を審議する。	91	庁舎周辺まちづくりプラン(仮称)等検討委員会	現庁舎跡地の利活用、新庁舎と周辺の連携その他の(仮称)庁舎周辺まちづくりプランの策定及び新庁舎の整備に関し、必要な事項を審議する。
91	熊本市文化芸術推進会議	熊本市文化芸術推進基本計画の評価、進行管理及び中間見直し並びに次期計画の策定について、必要な事項を審議する。	92	熊本市文化芸術推進会議	熊本市文化芸術推進基本計画の評価、進行管理及び中間見直し並びに次期計画の策定について、必要な事項を審議する。
92	熊本市人権尊重のまちづくり条例(仮称)検討委員会	熊本市人権尊重のまちづくり条例(仮称)を策定するため、必要な事項を審議する。	93	熊本市人権尊重のまちづくり条例(仮称)検討委員会	熊本市人権尊重のまちづくり条例(仮称)を策定するため、必要な事項を審議する。

93	熊本市地下水保全条例見直し委員会	熊本市地下水保全条例（平成19年条例第90号）の見直しについて、必要な事項を協議する。	94	熊本市地下水保全条例見直し委員会	熊本市地下水保全条例（平成19年条例第90号）の見直しについて、必要な事項を協議する。
94	熊本市有機フッ素化合物対策検討委員会	地下水及び公共用水域における有機フッ素化合物に係る調査及び対策に必要な技術的事項を審議する。	95	熊本市有機フッ素化合物対策検討委員会	地下水及び公共用水域における有機フッ素化合物に係る調査及び対策に必要な技術的事項を審議する。
95	熊本市障がい者サポート企業・団体表彰選考委員会	熊本市障がい者サポート企業・団体の表彰を行うため、被表彰者の選考について審議する。	【新設】		
96	熊本市こどもの性被害防止条例（仮称）検討委員会	熊本市こどもの性被害防止条例（仮称）を策定するため、必要な事項を審議する。	【新設】		
97	熊本市スタートアップ製品等認定審査会	熊本市スタートアップ製品等認定制度における製品等の認定について、必要な事項を審査する。	【新設】		
2～4 【略】 5 教育委員会の附属機関			2～4 【略】 5 教育委員会の附属機関		
	附属機関名	設置目的		附属機関名	設置目的
1～14	【略】	【略】	1～14	【略】	【略】
15	天明地区閉校後施設利活用候補者選定委員会	天明地区閉校後施設の一部を利活用する候補者の選定について、必要な事項を審議する。	【新設】		

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。